

公益財団法人山梨県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、スポーツ競技又はその運営を巡る紛争の解決について、スポーツに関する法及びルール¹の透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与すべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 公益財団法人山梨県体育協会が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定に対する競技者等からの不服申立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

附 則 この規程は、平成27年8月6日から施行する。